

富山市農林水産物をもっと!楽しモーキャンペーン

取扱事業者向け

Q&A

Q1. 対象飲食店等に登録可能な店舗はどのようなものですか？

A1

飲食店(※)のほか、食事等を提供するホテルや旅館等の宿泊施設は、宿泊料金と食事料金が区別できれば対象となります。なお、百貨店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の物販が中心の小売店は対象外となります。
※飲食店:一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、仕出し屋、弁当屋、レストラン等

Q2. どのような商品が「認定メニュー」になるのでしょうか？

A2

富山市内産農林水産物、富山県内産米もしくは富山県内産食用肉を1品目以上使用した税込500円以上の商品(テイクアウト商品・デリバリー商品も可)が「認定メニュー」となります。
また、富山市内で醸造された税込500円以上の酒類も「認定メニュー」となります。

Q3. クーポン利用が可能となる条件を教えてください。

A3

①「認定メニュー」を1,000円以上、注文すること(同一メニューの重複可能)
② ①には、市内産農林水産物等(県内産米、食用肉及び酒類を含む)が3品目以上含まれること(同一品目の重複可能)
※上記①・②を両方満たした場合に、最大で支払い金額(総額)の半額まで利用可能となります。

【クーポン 利用可能な注文例】

※★の数は、各認定メニューに含まれる市内産農林水産物等の品目数を表しています。

各店舗等におかれましても、このような記号等を用いるなどして、各認定メニューに含まれる市内産農林水産物等の品目数を明示し、利用者の利便性向上に努めてください。

- ① 富山市内産トマト【★】使用のサラダ(700円)+富山県内産氷見牛【★】使用のステーキ(2,500円)+富山県内産コシヒカリ【★】使用のライス(500円)=3,700円(1,500円分クーポン利用可能)
- ② とやま市漁協で水揚げされた白エビ、マグロ、ブリ【★★★】のに入ったお刺身盛り合わせ=1,200円(500円分クーポン利用可能)
- ③ 富山県内産コシヒカリ【★】・とやま市漁協で水揚げされた白エビ【★】使用の白エビ丼(1,500円)+富山市内で醸造された満寿泉【★】(600円)=2,100円(1,000円分クーポン利用可能)
- ④ アジフライ弁当(とやま市漁協で水揚げされたアジ【★】使用のフライ、富山市内産キャベツ【★】使用のサラダ、富山県内産コシヒカリ【★】使用のライス、700円)を2つ注文=1,400円(500円分クーポン利用可能)
- ⑤ 富山県内産コシヒカリ【★】使用のチャーハン(600円)を3つ注文【★×3】=1,800円(500円分クーポン利用可能)
- ⑥ ステーキ弁当(富山市内産池多牛【★】使用のステーキ、富山市内産トマト【★】使用のサラダ、富山県内産コシヒカリ【★】使用のライス、1,500円)+から揚げ弁当(700円)=2,200円(1,000円分クーポン利用可能)
- ⑦ オードブル(とやま市漁協で水揚げされた白エビ【★】使用のから揚げ、富山市内産池多牛【★】使用のステーキ、富山市内産トマト【★】使用のサラダを含む、4,000円)=4,000円(2,000円分クーポン利用可能)

【クーポン 利用不可能な注文例】※下記文中の利用条件①②についてはQ3(A3)参照

- ① アジフライ弁当(とやま市漁協で水揚げされたアジ【★】使用のフライ、富山市内産キャベツ【★】使用のサラダ、富山県内産コシヒカリ【★】使用のライス、700円)を1つ注文
→利用条件①が×(クーポン利用には、認定メニューの1,000円以上の注文が必要だが、例では700円のための注文となっている)、利用条件②は○(3品目飲食)
※アジフライ弁当を2つ注文する、またはこの店舗の他の認定メニューを注文すると利用可能になります。
- ② とやま市漁協で水揚げされたブリ【★】のお刺身(600円)+富山県内産コシヒカリ【★】使用のライス(500円)を注文
→利用条件②が×(クーポン利用には、市内産農林水産物等で3品目以上の飲食が必要だが、例では2品目のみの注文となっている)、利用条件①は○
※もう1品認定メニューを注文すると利用可能となります。
- ③ とやま市漁協で水揚げされた白エビ【★】使用のから揚げ(500円)+富山市内で醸造された日本酒【★】(600円)+富山市内産レタス使用のサラダ(400円)
→利用条件②が×(クーポン利用には、認定メニューに含まれる市内産農林水産物等を3品目以上飲食することが必要だが、例では2品目の注文となっている/富山市内産レタス使用のサラダは400円のため、認定メニューにならない)、利用条件①は○
※もう1品認定メニューを注文すると利用可能になります。

Q4. 既存メニューや商品を「認定メニュー」として登録してよいですか？

- A4 メニューの認定条件を満たす場合は、既存のメニューを「認定メニュー」として登録していただいて構いません。また、本キャンペーン用に新たなメニューや商品を開発いただいても構いません。

Q5. 宿泊施設の宿泊料金と食事料金を併せてクーポン利用することはできますか？

- A5 できません。対象は飲食料金のみとなります。

Q6. どのような新型コロナウイルスの感染症対策を講じる必要がありますか？

- A6 一般社団法人 日本フードサービス協会「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」等、国や業界団体等から示されている指針やガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染防止対策を実施してください。

Q7. 店舗ホームページや外部サイトにキャンペーンに参加していることを掲載してもよいですか？

- A7 結構です。また、登録いただいた店舗には、登録店舗であることが分かる「認証ステッカー」を事務局よりお送りいたしますので、店舗入口等に掲示してください。

Q8. クーポン複数枚の同時利用は可能ですか？

- A8 可能です。(最大半額まで利用可能)

Q9. 飲み放題メニュー自体を認定メニューとすることは可能ですか。

- A9 可能です。ただし、その場合、飲み放題メニューが500円以上であることかつ、飲み放題メニューの中に認定メニューの条件を満たす飲み物が1種類以上含まれていることが条件となります。品目数のカウントは、実際に注文した飲み物に含まれる市内産農林水産物等の品目数をカウントしてください。そのため、飲み放題メニューを認定メニューとする場合は、飲み放題メニューの中で、どの飲み物に、何品目の市内産農林水産物等が含まれるかを明示し、利用者の利便性に努めてください。なお、この場合においても、クーポン利用可能条件はQ2(A2)のとおりとなります。

Q10. 市内産農林水産物等を3品目以上使用した宴会コース料理について、飲み放題を含む設定は可能でしょうか？

- A10 可能です。

Q11. 市内産農林水産物等(県内産米、食用肉及び酒類を含む)が原材料の調味料を使用した料理を、「認定メニュー」として登録してよいですか？(例:市内産大豆が原材料の醤油を使用したメニュー等)

- A11 市内産農林水産物等が調味料にしか含まれていない場合には、登録できません。